

きょうと食いく先生等派遣事業実施要領

令和3年5月19日	3農政第123号	農政課長通知
令和5年4月19日	5農政第92号	農政課長通知
令和7年4月9日	7農政第86号	農政課長通知
令和8年7月16日	8農政第190号	農政課長通知

(趣旨)

第1 知事は、きょうと食いく先生等派遣事業において、京都府内の保育所、学校、地域、企業等へきょうと食いく先生等を派遣することで、農作業や調理等の体験を重視した食育（以下「体験型食育」という。）を支援し、多様な主体による食育を推進することを目的に、消費・安全対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3消安第7340号農林水産事務次官依命通知）、消費・安全対策交付金実施要領（平成17年4月1日付け16消安第10272号消費・安全局長通知）、京都府旅費条例（昭和25年京都府条例第43号。以下「旅費条例」という。）及びこの要領に定めるところにより、予算の範囲内において実施する。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) きょうと食いく先生 「きょうと食いく先生」認定要領（令和3年1月4日付け3農政第1号農政課長通知。以下「食いく先生認定要領」という。）に定める「きょうと食いく先生」の認定を受けた者
- (2) 授業 体験型食育を通じて、食の大切さ及び食を支える農林水産業に対する理解を深める活動
- (3) 講師 きょうと食いく先生等であって、事業主体と連携して授業を行う者
- (4) 補助講師 講師の必要に応じて講師の活動を補助する者であって、知事が適当と認める者
- (5) 参加者 授業に参加する立場にある者

(対象となる事業の内容等)

第3 対象となる事業区分、事業主体、事業の内容及び講師は、別表1に定めるとおりとする。

2 事業対象経費は別表2に、事業上限額は別表3に定めるとおりとする。

3 知事は、事業の内容に照らし必要と認める数の講師を派遣することができるものとする。

(事業実施の手順)

第4 事業主体は、次の手順により事業を実施するものとする。

- (1) 事業主体は、きょうと食いく先生を講師として事業を実施しようとするときは、きょうと食いく先生派遣事前調整書（様式1）を作成し、事業実施日の45日前までに知事に提出するものとする。ただし、事業主体が派遣を希望する講師に直接連絡できる場合は提出を省略できることとする。
- (2) 事業主体は、きょうと食いく先生等派遣事業申請書（様式2）を作成し、事業実施日の30日前までに知事に提出するものとする。知事は、申請の内容を審査の上、採択の可否を決定する。
- (3) 事業主体は、事業実施後1週間以内に、きょうと食いく先生等派遣事業報告書（様式3）を知事に提出するものとする。知事は報告書の内容を精査の上、採択時に決定した額を上限として事業対象経費を確定し、講師及び補助講師に対して、当該経費を支払う。

(対象外となる事業等)

第5 実施しようとする事業が、次の各号のいずれかに該当する場合は、本事業の対象としない。

- (1) 営利目的である場合
- (2) 事業主体が参加者から料金を徴収する場合（材料費等、実費徴収のみ行う場合を除く。）
- (3) 特定の政治上の主義等に関連する場合
- (4) 事業効果に持続性及び発展性のいずれもが欠けると認められる場合

- (5) 講師及び補助講師が、国、京都府、市町村、事業主体等から重複して報償費及び旅費に相当する経費の助成を受ける場合
- (6) 知事が前号に関連して、講師及び補助講師が重複して助成を受けていないことを証明する書類等の提出を事業主体に求めたときに、これを拒んだ場合
- (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、知事が本事業の趣旨に照らして不相当と認める場合

2 事業主体が、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業を実施することができない。

- (1) 役員等（団体の役員又は本支店若しくは事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる場合
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が運営に実質的に関与していると認められる場合
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる場合
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、知事が事業主体として不相当と認める場合

（情報提供等）

第6 本事業に係る情報の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) きょうと食いく先生の専門分野等の情報提供については、食いく先生認定要領の規定によるきょうと食いく先生の申請内容に基づき、京都府のホームページに掲載すること等により行う。
- (2) 知事は、必要に応じて事業実施状況等を京都府教育庁及び京都市教育委員会と共有する。

（対象期間）

第7 本事業の対象期間は、毎年、知事が別に定める。

（安全対策等）

第8 本事業の実施に際しての事故・負傷等の責任は事業主体が負うものとする。

2 事業主体は、安全上の必要な対策を事前に講じるとともに、保険の加入等により万一の場合に備えることとする。

（書類の提出）

第9 この要領に基づき提出する書類は、京都府農林水産部農政課に提出するものとする。

（その他）

第10 この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年5月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月9日から施行し、令和7年度事業から適用する。

附 則

1 この要領は、令和8年7月16日から施行する。

2 この通知による改正後のきょうと食いく先生等派遣事業実施要領の規定は、施行日以後の申請に係る事業について適用し、同日前の申請に係る事業については、なお従前の例による。

別表 1

事業区分	事業主体	事業の内容	講師
(1) きょうと食いく先生派遣 事業	京都府内に所在する小学校、中学校 又は高等学校若しくはこれらに準 じると知事が認めるもの	児童・生徒等を参加者とし、講師が行う授業であって、農林 漁業、地域の食文化及び栄養バランスに配慮した食生活等 に関する体験（農作業体験を除く。）の提供又は講話等を内容 とするもの	きょうと食いく先生
(2) きょうとエディブルスク ールヤード事業		児童・生徒等を参加者とし、講師が行う授業であって、農作 業体験の提供並びに当該体験を通じて食文化及び農業に対す る理解醸成のための講話等の伝達を内容とするもの	きょうと食いく先生又は京都 府内の農地において自ら農業 に従事している者
(3) 食育K I D S 応援事業	京都府内に所在する幼稚園又は保育 所若しくはこれらに準じると知事が 認めるもの	幼児等を参加者とし、講師が行う授業であって、農林漁業、 地域の食文化及び栄養バランスに配慮した食生活等に関する 体験の提供又は講話等を内容とするもの	きょうと食いく先生又は事業 主体の構成員や職員以外の者 であって、特に知事が適当と 認める者
(4) 地域の食育めばえ事業	京都府内に所在する団体又はこれ に準じると知事が認めるもの	京都府民を参加者とし、講師が行う授業であって、農林漁 業、地域の食文化及び栄養バランスに配慮した食生活等に関 する体験の提供又は講話等を内容とするもの	
(5) 大人の食育体験事業	京都府内に所在する大学又は京都府 内に事業所を有する企業若しくはこ れらに準じると知事が認めるもの	学生又は従業員等を参加者とし、講師が行う授業であって、農 林漁業、地域の食文化及び栄養バランスに配慮した食生活等 に関する体験の提供又は講話等を内容とするもの	

別表 2（各事業区分共通）

項目	内容	備考
事業対象経費	・講師の派遣に係る報償費及び旅費 ・補助講師の派遣に係る旅費	事業に付随する経費（事前打ち合わせに係る経費、材料費等）は対象 としない。また、補助講師に係る報償費は対象としない。
報償費の算定	報償費は、授業に従事した時間 60 分当たり 6,000 円とし、5 分単位 で算定する。	—
旅費の算定	旅費の算定については、旅費条例の規定を準用する。 ただし、派遣する講師の出発地と目的地が同一の市町村である場合 は支給しない。	補助講師の旅費については、左記ただし書の規定にかかわらず、対象 とする。

別表 3

事業区分	事業上限額	備考
(1) きょうと食いく先生派遣事業	・ 同一の参加者を対象とする授業における講師 1 人当たりの報償費の総額は、各年度 1 万 8,000 円を上限とする。ただし、複数の講師を要する場合にあっては、各講師の報償費の合計として、各年度 6 万円を上限とする。 ・ 障害のある児童・生徒等を参加者とする授業については、上記の規定にかかわらず、知事が必要と認める数の講師を派遣できるものとし、同一の参加者を対象とする授業における報償費の総額は、各年度 12 万円を上限とする。	・ 同一又は実質的に同一の参加者を対象とする授業については、その名称又は形式を問わず、同一の授業として取り扱う。 (例) 3 年 1 組と 3 年 2 組が一度に授業を受ける場合は、同一の授業とみなす。
(2) きょうとエディブルスクールヤード事業		
(3) 食育K I D S 応援事業	・ 1 事業主体における講師 1 人当たりの報償費の総額は、各年度 1 万 8,000 円を上限とする。ただし、複数の講師を要する場合にあっては、各講師に係る報償費の合計として、各年度 6 万円を上限とする。	—
(4) 地域の食育めばえ事業		
(5) 大人の食育体験事業	・ 上限なし	